

2016年（平成28年）1月12日

大阪刑務所長 殿

大阪弁護士会

会長 松葉知幸

## 勧告書

申立人A氏（以下「申立人」という。）から本会に対し、人権侵害の事実があったとして、適切な救済措置を求める旨の申立がありました。

本会人権擁護委員会において慎重に調査いたしました結果、以下のとおり勧告いたします。

### 第1 勧告の趣旨

- 1 受刑者を保護室に収容するにあたっては、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の規定を遵守し、制限期間内であっても保護室収容の必要がなくなったときは直ちに収容を中止する運用を徹底するよう要望し、
- 2 保護室に収容されている受刑者に対しても、受刑者に対して面会しようとする者がある場合はその旨を確実に伝えるよう勧告する。

### 第2 勧告の理由

#### 1 認定した事実

##### (1) 当事者

申立人は、2009年（平成21年）2月23日に貴所へ入所し、刑の満期は2014年（平成26年）8月26日である。本件申立時は、貴所にて受刑中であった。

##### (2) 事案について

申立人は、2011年（平成23年）7月19日、刑務官の制止に従わず大声を發したことを理由に、保護室に収容された（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第79条第1項第2号イ）。

申立人は、同月21日に保護室から独居棟に戻ったが、同日から同月26日まで、大声を理由に再び保護室に収容された。

さらに申立人は、同年10月26日から11月5日までの間も、大声を理由に保護室に収容された。

同年11月2日に、本件人権調査の担当委員が面会に訪れたが、刑務官は「申立人は、保護室に収容されているのと、大声のため、面会できない。」

として申立人との面会を拒否した。

この点、申立人は、いずれも大声を發していないと主張している。

## 2 本会の判断

申立人と貴所の言い分が全く異なっており、収容に至る経緯に関し事実を認定することができない。

もっとも、申立人に対する3度にわたる保護室収容の期間は、8日間（2011年7月19日から同月21日までと同日から同月26日までの合算）および11日間（同年10月26日から11月5日まで）と長期にわたっており、原則の72時間を大幅に超過している。

同法第79条第4項は、「刑事施設の長は、前項の期間中であっても、保護室への収容の必要がなくなったときは、直ちにその収容を中止させなければならない。」と定めており、貴所長には、保護室収容要件がなくなった場合には、直ちに保護室収容を終了させる義務がある。

本件では、申立人はいずれも刑務官の制止に従わず大声を發したとの理由で保護室に収容されているが、上記の保護室収容期間にわたってかかる理由が存在し続けた（すなわち、申立人が刑務官の制止に従わず大声を發し続けた）とは考えにくい。同法第79条第4項の規定が遵守されていない疑いが強いと言わざるを得ない。

また、本件では、刑務官が、申立人が保護室に収容されていることを理由に担当委員と申立人との面会を拒否した事実に争いはないところ、これに合理的理由はない。閉居罰の場合ですら「権利の保護に必要と認められる場合」には面会を停止されない（同法第152条第1項第5号）ことを鑑みると、保護室への収容が事実上の懲罰あるいはそれ以上の収容者に対する権利の制約として利用されている懸念もある。

特に、刑務官は、2011年11月2日において、申立人に対して、申立人の要請に基づいて担当委員らが面会に訪れていることを、そもそも申立人に知らせていなかったとのことである。申立人に知らせなければ面会に応じるか否かを選択する機会は今全く失われるうえ、申立人に知らせても保護室収容の目的が阻害されることは考え難い。後日の申立人からの聴取によれば、申立人に知らせていけば面会に応じた可能性が高く、申立人の人権上大きな問題がある。

したがって、勧告の趣旨記載のとおり勧告する。

以上